

**川西市こども育成支援拠点運営業務委託事業者  
選定に係る公募型プロポーザル実施要領**

**1. 趣旨**

不適切な養育環境にある児童等の居場所となるこども育成支援拠点の開設・運営にあたって、プロポーザル方式により事業者を公募することで、豊富な経験や知識を有し、良好に業務を遂行できる受託候補事業者を選定しようとするものです。

**2. 業務概要**

(1) 委託業務名

川西市こども育成支援拠点運営業務

(2) 委託期間

令和9年1月8日（市立小・中学校始業式）から令和10年3月31日まで。

委託期間の始期について、これによりがたい特別な事情がある場合は、「提案書類企画提案書」に開設予定日を明記すること。

履行状態が良好で、関係予算が本市市議会で承認される場合、当該予算の範囲内で、委託契約を更新する場合があります。

(3) 業務内容

別紙「川西市こども育成支援拠点運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 提案限度額

本市からの業務委託料収入の上限額について、下表を参考にしてください。

本市からの業務委託料以外の収入が見込めない場合、こども育成支援拠点の運営に係る支出額については、下表の金額を支出上限額（提案限度額）として「提案書類 収入支出予算計画書」を作成し、業務委託料収入については、当該支出額と同額としてください。令和8年度については、原則として、当該金額が本市からの業務委託料上限額となります。

令和8年度 (3ヶ月分)	運営費			開設準備経費	計
	基本分	送迎加算	賃借料補助加算		
週3日開設	2,613,000	234,000	750,000	4,000,000	7,597,000
週4日開設	3,484,000	312,000	750,000	4,000,000	8,546,000

令和9年度	基本分	送迎加算	賃借料補助加算	計
週3日開設	10,452,000	936,000	3,000,000	14,388,000
週4日開設	13,936,000	1,248,000	3,000,000	18,184,000

### 3. 応募資格等

#### (1) 事業者の形態

以下に示す形態のいずれかとします。

##### ①単独事業者

単独事業者は、他の応募事業者の構成員になることはできません。

##### ②複数の法人等で構成されるグループ

複数の法人等で構成されるグループで応募の場合、以下の点に留意してください。

- 1) いずれかの法人を代表法人とし、応募手続等を代表して行うこと。
- 2) グループを構成する構成法人等の変更は、原則として認めません。ただし、市が承認した場合はこの限りではありません。
- 3) グループを構成する法人等は単独事業者として応募することはできません。
- 4) グループを構成する法人等は、他の応募事業者の構成法人等になることはできません。ただし、市が事業者との事業契約締結後、選定されなかった応募事業者の構成法人等が、受託法人等の業務等を支援及び協力することは可能とします。

#### (2) 応募資格

応募する事業者は次に掲げる条件をすべて満たしていること（グループを構成する法人等を含む）。

- ①児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の3第20項に規定する「児童育成支援拠点」を運営する意思と能力のある事業者であること。
- ②原則として社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等の法人格を有すること。
- ③事業を実施するために必要な経済的基礎を有していること。
- ④本市の一般（指名）競争入札参加有資格者名簿に掲載されている者で指名停止の措置を受けていない者であること、または次の条件をすべて満たしている者であること。
  - 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 2) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。
  - 3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - 5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤国、都道府県又は市町村が実施する法人又は施設の指導監査等において、重大な指摘を受けたことがないこと。ただし、重大な指摘を受けたことがあるが、既にその改善がなされている場合はこの限りではありません。

#### 4. 日程（スケジュール）

（1）事業者選定にあたっての日程（スケジュール）は以下のとおり。

項目	日程
実施要領等の公表（公募開始日）	令和8年4月8日（水）
質問・相談の受付期間	令和8年4月20日（月）から24日（金）
質問・相談の回答	令和8年5月11日（月）頃
エントリーシートの提出期限	令和8年5月20日（水）まで
提案書類の提出受付期間	令和8年6月8日（月）から12日（金）
プレゼンテーションの実施	令和8年6月下旬頃（予定）
選定結果通知	令和8年7月上旬頃（予定）

#### 5. 応募等手続

（1）質問・相談受付

①受付期間

令和8年4月20日（月）9時から4月24日（金）17時まで

②提出方法

質問・相談書（様式2）をこども若者相談センターにメールで提出し、到着確認の連絡をすること。

③回答の公表

質問・相談に対する回答は令和8年5月11日（月）頃に市ホームページで公表します。

なお、質問・相談を行った事業者名等は公表しません。

質問・相談の内容を公表することが不適切であると市が判断した場合など、公表しない場合があります。

（2）エントリーシートの提出

応募を希望する単独事業者または複数の法人等で構成されるグループは、エントリーシート（様式1）を提出すること。

①提出期限

令和8年5月20日（水）17時まで

\* 提出期限までにエントリーシートが提出できない場合は、こども若者相談センターにご相談ください。

②提出方法

エントリーシート（様式1）をこども若者相談センターに持参または郵送すること。（郵送の際は簡易書留郵便を使用するなど、到達が確認できるようにすること。）

③その他

エントリーシートを提出した場合であって、「（3）提案書類の受付」に定める提案書類を

提出しなかった場合は、本参加申込を取り下げたものとみなします。

### (3) 提案書類の受付

#### ①提出期間

令和8年6月8日(月)から6月12日(金)17時まで(執務時間内に限る)

#### ②提出方法

あらかじめ日時を連絡のうえ、こども若者相談センターの窓口へ持参すること(郵送やメール等での提出は認めない)。

#### ③提出書類

提出書類一覧表に基づき、提出すること。

#### ④提出部数

紙ベース：正本(1部)、副本(4部)の合計5部

#### ⑤その他留意事項

提出書類は様式サイズに指定があるものを除き、原則A4サイズに統一し、ページ番号を付記のうえ資料番号ごとにインデックスを付けること。(文字が小さくなる場合はA3サイズを折り込むなど、見やすい大きさに提出すること。)

受付期間を過ぎたものは受理しません。

提出された書類等は返却しません。

提出のために生じる一切の費用については事業者の負担とします。

必要に応じて、別途資料を請求する場合があります。

提出書類について情報公開請求があった場合は、「川西市情報公開条例」等関連規程に基づき公開することがあります。

書類の提出後に、応募を辞退する場合は、必ず書面(様式自由)により、こども若者相談センターへ届け出ること。

何らかの事情でエントリーシートを提出せず、本提案書を提出しようとする場合は、事前にこども若者相談センターにご相談ください。

## 6. 選定方法、審査基準等

### (1) 審査委員会の設置

市が設置する「川西市こども育成支援拠点運営事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」において審査を行い、その結果を踏まえて、優先交渉権者、次点交渉権者を決定します。

### (2) プレゼンテーションの実施

令和8年6月下旬頃の実施を予定しています。プレゼンテーションの日時及び会場、出席者、留意事項等は提案書類の提出後、別途各事業者へ通知します。

### (3) 評価項目と配点

評価項目ごとに「評価のランク及び配点割合」に応じた得点を付与するものとします。

審査委員会の各審査員が採点した得点の平均点をもって、各事業者の得点とします。原則として、合計点（配点：100点）の最も高い事業者を優先交渉権者、次に高い事業者を次点交渉権者として決定します。

また、選定には基準点を設定します。基準は6割とし、合計点が基準点に満たない場合は選定しません。

#### 【評価項目と配点】

評価項目	配点		評価事項
法人の体制等に関する事	10	5	法人の理念や業務実績
		5	法人の責任者、担当者などの配置状況や実績
委託業務の実施体制等に関する事	25	5	業務実施体制
		5	施設の立地
		10	施設や設備の状況
		5	開所日数、時間
委託業務の運営等に関する事	60	10	施設運営に関する考え方や方針
		25	支援内容
		15	職員の体制や配置、研修
		5	関係機関との連携
		5	付加事業、その他運営に関する事
費用	5	5	市負担額
合計	100		

#### 評価のランク及び配点割合

配点割合	評価	判断基準	配点に乗ずる係数
	A	特に優れた提案内容となっている	1
B	優れた提案内容となっている	0.8	
C(標準)	適切で標準的な提案内容である	0.6	
D	提案内容がやや劣っており、改善の余地がある	0.2	
E	提案内容が劣っており、大きく改善を必要とする	0	

### (4) 提案にあたっての留意点

こども育成支援拠点は不適切な養育環境にある児童等の居場所であることから、子どもたちが安心して集え、家庭の代替的な機能を発揮することができるよう、施設や設備、運営面等で配慮ください。

#### (5) 選定結果の通知

選定結果はすべての事業者に文書で通知するほか、市ホームページで公表します。なお、優先交渉権者となった事業者名は公表し、その他の事業者名は非公表とします。電話等による問合せには応じません。

選定結果に対する異議申し立てはできません。

審査の結果、優先交渉権者該当なしとする場合があります。

### 7. 契約

#### (1) 契約の締結

市が選定した優先交渉権者と契約交渉を行うが、提案後に参加資格を満たさなくなった場合や提案書類に虚偽、著しい不備があった場合など、その者とは契約の交渉を行わないことがあります。

#### (2) 契約の成立

優先交渉権者は市と協議を行い、契約を締結します。

協議のうえ合意できなければ、市は次点交渉権者と協議を行い、契約を締結します。

#### (3) プレゼンテーションにおける発言等

事業者によるプレゼンテーションにおける発言及び審査委員会からの質問等への回答内容は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、拘束力を有するものとして取り扱います。

審査委員会において、提案内容等に対して意見が出される場合があります。その場合、契約締結の段階で、審査委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと市が判断し、事業者との間で合意した場合には、事業運営に関する条件として加味する場合があります。

### 8. 失格事項

(1) 事業者が次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- ①本実施要領「3. 応募資格等」に記載している要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ③審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- ④提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- ⑤提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- ⑥プレゼンテーションに出席しない場合
- ⑦本プロポーザルに関し審査委員会の委員に直接または間接を問わず接触を求めた場合
- ⑧その他公正な審査に影響を与える行為があった場合

## 9. その他

(1) 選定結果は、こども育成支援拠点に係る委託費の交付を確約するものではありません。また、本市予算が不足する場合等にあつては、市議会の議決を必要とすることがあります。これらの条件が整わない場合、委託費が交付できない場合があります。この場合は、選定された事業者と市が協議のうえ、事業の実施について決定することとします。

(2) 市は優先交渉権者において、本実施要領に記載された事項について重大な違背行為があつたと認めるとき、またはその他の事情により、適切な事業の実施が困難と認めるときは、優先交渉権者の決定を取り消すことができるものとします。この場合においても事業者はすでに要した費用の弁済を求めることはできません。

### (3) その他の留意事項

- ①本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とします。
- ②企画提案書等の提出期限後の問合せ若しくは書類等の追加又は修正は、原則として応じません。
- ③参加申込者から提出された書類は、理由の如何に拘わらず返却しません。
- ④本プロポーザルに係る情報公開請求があつた場合は、川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）に基づき、提出書類を公開することがあります。
- ⑤参加者は、川西市契約規則等を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。なお、契約に係る例規等については以下（市ホームページ）で確認すること。

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/nyusatsu/nyusatsukeiyaku/index.html>

## 10. お問い合わせ・応募先

川西市 こども未来部 こども若者相談センター

〒 666-0017 川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ2F

電話 072-740-1152

E-mail [kawa0030@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kawa0030@city.kawanishi.lg.jp)

担当者 山元・薄波